

令和8年4月7日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
(公印省略)

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について

厚生労働省では、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、対応状況等に関する調査を行っており、今般、令和6年度の調査結果が公表されました。調査結果によれば、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数は3,633件、虐待判断件数は1,220件、養護者による虐待については、相談・通報件数は41,814件、虐待判断件数は17,133件となっているとのことです。また、過去に虐待が発生した介護施設等において、虐待が再発している件数についても高い水準で推移している状況です。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省より、各都道府県知事宛てに、高齢者虐待防止に資する体制整備の充実や再発防止に向けた取組の強化等に関して通知が発出されました。

また、今般、都道府県、市町村等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成されている「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月）」の改訂が行われましたので、あわせてご連絡いたします。

掲載 URL をお知らせいたします。今後のお取組みの参考資料となれば幸いです。

- ・厚生労働省 令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_67817.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67817.html)
- ・厚生労働省 市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00004.html)

## 記

(添付資料)

- 令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）（令8.3.31 老発0331第10号 厚生労働省老健局長通知）
- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月）」の改訂について（周知）（令8.3.31 老高発0331第2号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）
  - ・新旧対照表

以上

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
(公 印 省 略)

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）

令和7年12月25日に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する令和6年度の調査結果（以下「本調査結果」という。）を公表したところです。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待は、相談・通報件数が3,633件、虐待判断件数が1,220件といずれも過去最多となり、養護者による虐待は、相談・通報件数が41,814件と過去最多、虐待判断件数が17,133件と前年度とほぼ同水準となりました。また、過去に虐待が発生した介護施設等において、虐待が再発している件数についても高い水準で推移している状況です。

こうした状況を踏まえると、自治体や介護保険施設等における、より一層の虐待防止に向けた対応の強化が必要です。

つきましては、下記に留意の上、高齢者虐待防止に資する体制整備の充実や再発防止に向けた取組の強化等に一層のご尽力をいただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係団体等への周知及びこれらを通じた介護施設・事業所等への周知を徹底していただくようお願いします。

## 【通知の要点】

### **1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた適切な対応等**

- ・本調査結果の活用による地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応（悪化防止）、再発防止に関する対策の実施
- ・「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）」（令和7年12月25日付厚生労働省老健局高齢者支援課長 認知症施策・地域介護推進課長 老人保健課長通知）や、本調査結果などを用いた指導助言の実施
- ・虐待の再発防止等のため、虐待の初発事例の初動対応時における適切な監査の実施、都道府県と市町村との連携・協働の実施
- ・「「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について」を踏まえた高齢者虐待に係る警察からの通報等の取扱いについて」（令和7年11月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえた、適切な通報等の受け付け及び警察との連携・協力体制の構築
- ・家族全体を支援する観点からの養護者支援の適切な実施
- ・専門職の活用や研修等による適切な事実確認及び虐待の判断等の実施
- ・認知症施策等との連携
- ・虐待の発生や対応の経過の客観的な検証
- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とした被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置

### **2 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進に係る体制整備等**

- ・「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえた、高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の改善、見直しに係る課程（PDCA サイクル）の計画的な実施
- ・改訂版「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）及び国マニュアル別冊等の積極的な活用と周知の徹底
- ・介護サービス相談員派遣事業等の推進

### **3 高齢者権利擁護等推進事業の活用**

昨年度より、対象を拡大した権利擁護推進員養成研修の内容（研修内でハラスメント等のストレス対策に関する研修も実施可能）や、権利擁護相談窓口における利用対象者（高齢者本人・家族に加え、介護職員等）等の再周知と積極的な活用

### **4 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応**

都道府県における市町村への適切な支援、助言及び注意喚起

## 1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた高齢者虐待への適切な対応等

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳の保持のため、法第26条に基づく対応状況等に関する調査の結果を十分に活用し、法第3条に基づき都道府県と市町村が緊密に連携・協働し、虐待の未然防止、早期発見や悪化防止のための迅速かつ適切な対応及び再発防止に関する対策を積極的に講じていただくようお願いします。

### (1) 養介護施設従事者等による虐待の調査結果を踏まえた適切な対応について

本調査結果では、養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数に占める虐待判断件数の割合が増加しました。また、虐待の事実が認められた施設・事業所のうち、過去に指導や虐待事例があった施設・事業所の件数は引き続き高い水準で推移していることが把握されました。

虐待の判断件数及び被虐待者数の増加要因については、

- ・ 1件当たりの被虐待者が多い事案である、介護等放棄事案（必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為等）や経済的虐待事案（入所者・入居者に対する金銭の寄付・贈与の強要等）の発生が確認されたことによるものが考えられ、
- ・ サービス種別で見ると、虐待が認められた施設・事業所のうち、特別養護老人ホーム及び有料老人ホームが占める割合が、引き続き高い水準で推移しています。

本調査結果を受け、令和7年12月25日に、施設・事業所における虐待防止及び身体的拘束等の適正化の取組の徹底を図るため、高齢者施設等の関係団体に対し、「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）」を発出し、改めて会員施設・事業所に虐待防止措置等について周知を図るとともに、分析結果を踏まえた当該措置等の実施の徹底に向けた団体としての啓発活動の実施についての協力を要請しました。

令和6年度介護報酬改定においては、高齢者虐待防止措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置を義務づけ）が講じられていない場合の未実施減算の導入や、訪問系サービス及び通所系サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録の義務化とともに、短期入所系サービス及び多機能系サービスの身体的拘束等の適正化（委員会の開催、指針の整備、研修の実施を義務づけ）の措置が講じられていない場合の未実施減算を導入し、更なる高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進を図っているところです。

しかしながら、本調査結果では、虐待が発生した養介護施設等のうち、約3割においては、高齢者虐待防止措置について、十分な取組を行うことができていないことが確認されています。

については、養介護施設等に対する集団指導等の機会を活用し、高齢者虐待防止措置、身体的拘束等の適正化のための措置の周知を行うようお願いいたします。また、それらの措置の実施状況の把握を進めるとともに、これまで発出した通知や、本調査結果を活用し、虐待が認められた養介護施設等に対する対応や、集団指導に不参加の事業者への集中的な指導等の徹底を図ること等により、養介護施設等において、虐待の再発防止や未然防止に向けた組織的な対応が適切に行われるよう徹底をお願いします。

特に、虐待の再発防止を図るためには、初動対応等から、指導監督権限を有する都

道府県が監査等の権限を適切に行使できるよう、都道府県の老人福祉法及び介護保険法の所管課と、養介護施設等の所在地市町村との間で、十分な情報共有、連携・協働を図ることが重要です。また、改善指導に当たっては、市町村等における虐待発生の要因分析・課題整理が重要であることから、複数の関係する部署及び職員により検討ができる体制づくりをお願いします。同様に、改善指導後のモニタリングによる改善状況の確認も重要ですが、本調査において実施したヒアリングでは、市町村等における継続的なモニタリングの実施体制構築に課題があることが確認されています。一方で、実施方法を工夫し、定期的に改善状況や再発防止策の実効性を確認している市町村もあり、事案の状況や各市町村の実情に合わせた工夫等により、引き続き適切な指導等をお願いします。

## (2) 養護者による虐待の調査結果を踏まえた適切な対応について

養護者による虐待の市町村への通報ルートとして、近年警察からの通報が増加傾向にあり、本調査結果において、介護・医療関係者からの通報と比較しても最多となりました。警察からの相談・通報及び情報提供等の内容によっては、法に基づく対応だけではなく、例えば、養護者に該当しない者からの虐待などに対し、法の取扱いに準じた対応が必要な場合や、より適切な支援機関につなぐことが求められる場合もあります。そのため、相談・通報等内容や提供された情報等を確認の上、虐待等事案に迅速かつ適切に対応できるよう、日頃から警察との連携・協力体制を構築するとともに、関係機関との連携を含めた支援体制を構築し、包括的相談支援・アウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みが活用できる体制整備が重要です。

なお、警察からの通報等の取扱いについては、「「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について」を踏まえた高齢者虐待に係る警察からの通報等の取扱いについて」（令和7年11月19日付厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）で既に周知しているところですが、関連して「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）の改訂を行い、警察から市町村に対して通報があった際の警察との連携に係る取組例等を盛り込んだため、当該マニュアルも参考に等、適切な相談・通報等への対応をお願いします。

※市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和8年3月改訂）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00004.html)

また、虐待の通報等は、夜間・休日を問わずなされるものであり、緊急性が高い事案等においては、緊急保護措置が必要となる事案も想定されます。そのため、引き続き、時間外対応も含めた通報・届出等受付窓口の設置及び周知等による、早期発見・早期対応の推進をお願いします。併せて、迅速な対応のため、法第10条及び第14条第2項に基づき、高齢者本人の虐待等権利侵害からの保護及び養護者の負担軽減を図るために、緊急的に保護が必要な場合に活用できるショートステイ居室の確保など、各自治体の状況に応じた工夫を講じていただくよう、お願いします。なお、地域医療介護総合確保基金では、緊急ショートステイ整備の支援が対象となっており、活用が可能であることを申し添えます。

本調査結果においては、養護者による虐待が発生する背景として、「認知症介護と介護負担・介護力」等の介護に起因する要因のほか、「養護者の孤立、支援の受けにくさ」、「サービス利用の困難さ及び家庭内の課題」等、養護者が抱える個別の課題や養護者を含む家族の関係性に起因する要因も報告されています。養護者支援の主な取組内容としては、「養護者への相談・助言」や「養護者への定期的な声かけ、ね

ぎらい等による関係性の構築・維持」、「養護者の抱える生活課題等についてのアセスメント」等の実施割合が高い傾向にあります。

虐待の解消に向けた支援においては、高齢者及び養護者がそれぞれが抱える課題を明らかにするだけでなく、家族全体を支援する観点から、収集した情報に基づき家族が抱えている課題を明らかにするとともに、高齢者本人の支援チームと養護者の支援チーム等の関係者で合意された方針に基づき、支援の方法やゴールの設定などを計画に位置づけ、終結に向けた支援を実施することが重要です。

高齢者本人及び養護者支援においては、計画的かつ両者に対する支援の連携・協力のもと、チームとして対応するようお願いいたします。

### (3) 養護者及び養介護施設従事者等による虐待対応に共通する事項について

本調査結果において、虐待の事実確認を行っていない事案や、事実確認を行ったものの、確認を行った対象者が限定的だったこと等により情報が十分に把握できず、虐待の有無の判断が困難であった事案が報告されています。市町村等が高齢者虐待に係る通報等を受けた際は、速やかに高齢者の安全確認を実施するとともに、事実確認を行い、コアメンバー会議等の協議により、虐待の有無の判断することとされています。このため、高齢者の生命及び身体的安全確認や、虐待の有無の判断等の対応が適切になされるよう、事実確認に係る具体的な方法や留意点等について、各自治体のマニュアルや研修等により周知等を行っていただくようお願いします。

また、市町村が行う事実確認や虐待の判断及び市町村権限行使を含む支援方針等の検討にあたり、特に専門的判断を要する事案等において、「高齢者虐待対応専門職チーム」\*などによる専門的助言・支援等は有効であり、後述する高齢者権利擁護等推進事業を活用するなど、引き続き市町村に対する体制整備支援をお願いします。

※日本弁護士連合会及び日本社会福祉士会が連携して、虐待対応専門職チームの活動を実施しており、法律・福祉の両面から市町村や都道府県に有効なサポート（虐待の有無や緊急性の判断等を行う会議、事例検討会、情報交換会等への出席及び助言）を提供している。

本調査結果における虐待の発生要因として、認知症による行動・心理症状（BPSD）などを起因とした養護者の介護疲れや、養介護施設従事者の認知症ケア等に関する知識・技術不足等が挙げられています。認知症施策推進基本計画では、「認知症の人の意思決定の支援および権利利益の保護」が基本的施策の一つとして位置づけられており、同計画に基づく「虐待の発生又はその再発防止等」の取組の実施など、引き続き認知症施策等との連携を図っていただくようお願いします。

加えて、本調査結果においては、市町村における虐待の再発防止に向けた施策の実施の有無が事後検証・振り返りの実施の有無と関連性が強いことが示唆されています。外部の専門家等や「検証の手引き」\*の活用により、死亡事案も含め、虐待の発生や対応の経過を客観的に検証し、虐待の再発や未然防止に関する対策を講じるようお願いします。

また、性的指向・ジェンダーアイデンティティに関すること等を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう市町村への周知をお願いします。

※令和3年度「高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策への反映についての調査研究事業」社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター (<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943590.pdf>)

## 2 高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進に係る体制整備等

本調査結果では、

- ・ 養護者による虐待対応において、市町村の体制整備の取組状況と高齢者人口当たりの虐待の相談・通報及び虐待判断件数が一定の相関関係にあることや、
- ・ 養護者による虐待対応の市町村の体制整備の取組実施率が高い場合、当該自治体では養介護施設従事者等による虐待対応の取組実施率も高い傾向があることが確認されています。

虐待の早期発見等のため、市町村及び都道府県による虐待対応に係る体制整備に引き続き積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

### (1) 高齢者虐待防止に係る計画策定及び評価（PDCA サイクル）の実施

本年度調査より新たに回答を求めた PDCA サイクルの実施状況について、「実施できている・ある程度実施できている」と回答した割合が、都道府県で 23.4%、市町村で 21.9%となっています。

介護保険法第 116 条第 1 項の規定に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の評価、見直しに係る過程（PDCA サイクル）の計画的な実施をお願いします。なお、以下に参考としてお示しする報告書の他、本調査の調査研究事業報告書において、「実施できている・ある程度実施できている」自治体における PDCA サイクルの具体的な取組内容について掲載予定であるため、今後の取組の参考にしていただくようお願いいたします。

（参考）令和 4 年度老人保健健康増進等事業「自治体による高齢者虐待防止に資する計画策定と評価等に関する経年的調査研究事業」報告書（一般財団法人日本総合研究所）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001148547.pdf>

### (2) 国マニュアル及び国マニュアル別冊等の活用と周知徹底

市町村、都道府県における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル※）について、

- ・ 警察から市町村が通報を受け付けた時の扱いについての留意点や、警察と市町村との連携例などについての記載、
- ・ 改善指導に沿った改善計画例及び効果的なモニタリング方法の工夫例を追記するなどの見直しを行いました。

今回の改訂の内容について十分御了知いただき、周知徹底をお願いします。

また、令和 6 年度改訂において、国マニュアル別冊として作成した「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」についても、引き続き活用いただくよう、周知をお願いします。

※[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00004.html)

### (3) 介護サービス相談員派遣事業等の推進

介護施設等において、虐待等が疑われる事案が生じることなく、利用者が安心して過ごせる環境を作るためには、風通しの良い環境を作り出すことが大切であり、このためには、施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、介護サービス相談員（※）の支援を受けるなど第三者の支援を受けることも効果的です。

具体的には、介護サービス相談員派遣等事業（地域支援事業（任意事業））の実施

が有効であると考えられることから、都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用を図るとともに、効果的に実施が実施されるよう、未実施市町村に対する事業効果等の周知や、地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費用等の助成対象化、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いします。

※地域で活躍する市民ボランティア（介護サービス相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_22750.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html)）

### 3 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業については、令和6年度より、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の取組を一層推進する観点から、権利擁護推進員養成研修において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施可能とするとともに、権利擁護相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく、介護職員等（施設や事業所に従事する介護職員以外の者を含む。）も対象としました。

また、本事業では、介護施設等に対し、虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修や、高齢者虐待防止措置に係る指導等を行うための専門職の派遣に関する費用について、助成対象としております。

さらに、養護者による虐待については、虐待につながる可能性があるものの、市町村のみでの対応が難しい事案に対しては、市町村が、介護支援専門員等と連携し、弁護士、社会福祉士、医師等の専門職の派遣（いわゆるアウトリーチ）を得て対応することが有効とされており、当該費用についても本事業の対象としています。

これらについて、積極的に活用いただき、引き続き、管内市町村への支援をお願いします。

### 4 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

高齢者の財産を狙った不当な物品販売や購入の強要、住宅改修などの財産上の不当取引<sup>\*</sup>による高齢者の被害については、法第27条の規定に基づき、市町村において適切な対応が図られるよう、平成27年に都道府県に対し通知（「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について」（平成27年7月10日・老推発0710第2号））を発出し、消費生活担当部署や関係機関の紹介等を実施することや、必要に応じて消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）等を有効活用し、関係部署、機関の連携体制の構築に努めるよう依頼しているところです。

都道府県においては、市町村での財産上の不当取引に係る対応について、改善が必要と認められる場合等には、適切な支援、助言や注意喚起をお願いします。

※養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得ることを目的として高齢者を行う取引

（参考）平成27年以降に発出した通知

「法律に基づく対応状況等に関する調査結果、及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_22753.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22753.html)）

老高発 0331 第 2 号  
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県高齢者保健福祉主管部（局）長  
各市区長村高齢者保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（ 公 印 省 略 ）

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について  
（令和 7 年 3 月）」の改訂について（周知）

日頃より、高齢者虐待防止施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、都道府県、市町村等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和 7 年 3 月）」（以下「国マニュアル」という。）の改訂を行いましたので、お知らせいたします。

今回の改訂においては、「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について（通達）」（令和 7 年 11 月 19 日付け警察庁丁人少発第 1068 号）及び「『高齢者虐待事案への対応にかかる留意事項について』を踏まえた高齢者虐待に係る警察からの通報等の取扱いについて」（令和 7 年 11 月 19 日付け老高発 1119 第 1 号）を踏まえ、警察からの相談や通報等の受付時の考え方についての整理・追記を行いました。

また、「指導に沿った改善計画例」について、「改善計画作成に向けた指導内容の例」として再構成し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 26 条に基づく対応状況等に関する調査（以下「法に基づく調査」という。）において実施した自治体へのヒアリング結果を踏まえた注記を追加するなど、施策上の動きや、これまでに実施された法に基づく調査や関連事業の成果を盛り込んだ内容となっております。

各都道府県、市区町村におかれましては、今回の改訂の内容について十分御了知いただくとともに、高齢者虐待に対する迅速かつ適切な対応、虐待防止に関する体制整備の充実及び取組等が一層推進されるよう、御配慮をお願いいたします。

なお、本通知は、「令和 7 年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案（管理番号 144）も踏まえた対応であり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

新旧対照表（目次）

新	旧	備考
<p style="text-align: center;"><b>&lt;目次&gt;</b></p> <p><b>I 高齢者虐待防止の基本</b></p> <p>1 高齢者虐待とは 2</p> <p>1. 1 高齢者虐待防止法 2</p> <p>1. 2 「高齢者虐待」の捉え方 2</p> <p>2 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点 17</p> <p>2. 1 高齢者虐待対応の目的 17</p> <p>2. 2 高齢者虐待対応の基本的な視点 17</p> <p>2. 3 留意事項 20</p> <p>3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等 21</p> <p>3. 1 国及び地方公共団体の責務 21</p> <p>3. 2 国の役割 23</p> <p>3. 3 都道府県の役割 25</p> <p>3. 4 市町村の役割 28</p> <p>3. 5 国民の責務 35</p> <p>3. 6 保健・医療・福祉関係者の責務 <a href="#">36</a></p> <p>3. 7 養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務 <a href="#">36</a></p> <p>4 高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について <a href="#">39</a></p>	<p style="text-align: center;"><b>&lt;目次&gt;</b></p> <p><b>I 高齢者虐待防止の基本</b></p> <p>1 高齢者虐待とは 2</p> <p>1. 1 高齢者虐待防止法 2</p> <p>1. 2 「高齢者虐待」の捉え方 2</p> <p>2 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点 17</p> <p>2. 1 高齢者虐待対応の目的 17</p> <p>2. 2 高齢者虐待対応の基本的な視点 17</p> <p>2. 3 留意事項 20</p> <p>3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等 21</p> <p>3. 1 国及び地方公共団体の責務 21</p> <p>3. 2 国の役割 23</p> <p>3. 3 都道府県の役割 25</p> <p>3. 4 市町村の役割 28</p> <p>3. 5 国民の責務 35</p> <p>3. 6 保健・医療・福祉関係者の責務 <del>36</del></p> <p>3. 7 養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務 <del>36</del></p> <p>4 高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について <del>39</del></p>	

新旧対照表（目次）

新	旧	備考
<p>4. 1 はじめに <a href="#">39</a></p> <p>4. 2 地方自治体の個人情報の取扱い <a href="#">39</a></p> <p>4. 3 民間事業者（市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター、介護保険事業者、医療機関その他の虐待対応協力者）の個人情報の取扱い <a href="#">41</a></p> <p>5 高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応 <a href="#">43</a></p> <p>5. 1 高齢者虐待対応を担う市町村 <a href="#">43</a></p> <p>5. 2 権限行使が必要な場合の対応 <a href="#">43</a></p> <p><b>II 養護者による虐待への対応（市町村における業務）</b></p> <p>1 組織体制 46</p> <p>1. 1 組織体制 46</p> <p>1. 2 事務の委託 47</p> <p>2 養護者による高齢者虐待対応 49</p> <p>2. 1 相談・通報・届出への対応 52</p> <p>2. 2 事実確認 55</p> <p>2. 3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、対応方針の決定 60</p> <p>2. 4 行政権限の行使等 64</p> <p>2. 5 初動期段階の評価会議 83</p>	<p>4. 1 はじめに <del>38</del></p> <p>4. 2 地方自治体の個人情報の取扱い <del>38</del></p> <p>4. 3 民間事業者（市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター、介護保険事業者、医療機関その他の虐待対応協力者）の個人情報の取扱い <del>40</del></p> <p>5 高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応 <del>42</del></p> <p>5. 1 高齢者虐待対応を担う市町村 <del>42</del></p> <p>5. 2 権限行使が必要な場合の対応 <del>42</del></p> <p><b>II 養護者による虐待への対応（市町村における業務）</b></p> <p>1 組織体制 46</p> <p>1. 1 組織体制 46</p> <p>1. 2 事務の委託 47</p> <p>2 養護者による高齢者虐待対応 49</p> <p>2. 1 相談・通報・届出への対応 52</p> <p>2. 2 事実確認 55</p> <p>2. 3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、対応方針の決定 60</p> <p>2. 4 行政権限の行使等 64</p> <p>2. 5 初動期段階の評価会議 83</p>	

新旧対照表（目次）

新	旧	備考
<p>2. 6 情報収集と虐待発生要因・課題の整理 83</p> <p>2. 7 対応段階の評価会議 85</p> <p>2. 8 終結段階 86</p> <p>3 養護者支援 87</p> <p>3. 1 養護者（家族等）支援の意義 87</p> <p>3. 2 リスク要因を有する家庭への支援 89</p> <p>3. 3 養護者支援のためのショートステイ居室の確保 90</p> <p>4 財産上の不当取引による被害の防止 91</p>	<p>2. 6 情報収集と虐待発生要因・課題の整理 83</p> <p>2. 7 対応段階の評価会議 85</p> <p>2. 8 終結段階 86</p> <p>3 養護者支援 87</p> <p>3. 1 養護者（家族等）支援の意義 87</p> <p>3. 2 リスク要因を有する家庭への支援 89</p> <p>3. 3 養護者支援のためのショートステイ居室の確保 90</p> <p>4 財産上の不当取引による被害の防止 91</p>	
<p><b>Ⅲ 養介護施設従事者等による虐待への対応</b></p> <p>1 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に向けた連携・協働体制の整備 94</p> <p>2 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応 95</p> <p>2. 1 相談・通報・届出への対応 99</p> <p>2. 2 事実確認の準備と実施 102</p> <p>2. 3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、<a href="#">虐待の発生要因</a>・課題の整理、対応方針の決定 110</p> <p>2. 4 虐待の発生要因・課題の整理 117</p> <p>2. 5 虐待の再発防止と必要な措置 125</p>	<p><b>Ⅲ 養介護施設従事者等による虐待への対応</b></p> <p>1 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に向けた連携・協働体制の整備 94</p> <p>2 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応 95</p> <p>2. 1 相談・通報・届出への対応 99</p> <p>2. 2 事実確認の準備と実施 102</p> <p>2. 3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、課題の整理、対応方針の決定 110</p> <p>2. 4 虐待発生要因・課題の整理 117</p> <p>2. 5 虐待の再発防止と必要な措置 125</p>	

新旧対照表（目次）

新	旧	備考
<p>2. 6 モニタリング・評価 127</p> <p>2. 7 終結段階 129</p> <p>3 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表 130</p> <p>引用文献・参考文献 132</p> <p>委員名簿 134</p> <p>法令・通知について 136</p>	<p>2. 6 モニタリング・評価 127</p> <p>2. 7 終結段階 129</p> <p>3 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表 130</p> <p>引用文献・参考文献 132</p> <p>委員名簿 134</p> <p>法令・通知について 136</p>	

新旧対照表（第 I 章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p><b>I 高齢者虐待防止の基本</b></p> <p><b>1 高齢者虐待とは</b></p> <p><b>1. 2 「高齢者虐待」の捉え方</b></p> <p>1) 高齢者虐待防止法による定義</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域支援事業については、市町村が、介護保険法第9条第1項に定める「第一号被保険者」、同条第2項に定める「第二号被保険者」の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことを目的として行う事業であり、地域支援事業（包括的支援事業）の権利擁護<u>事業</u>において、成年後見制度の活用の促進や老人福祉施設等への措置の支援を行うことが地域支援事業実施要綱に明記されています。</p> <p>2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について</p> <p>また、地域支援事業（包括的支援事業）の一つとして、市町村に対し権利擁護<u>事業</u>の実施が義務付けられています（介護保険法第115条の45）。</p> <p>高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応とは、市町村や地域包括支援センターが、主に在宅における高齢者への権利侵害のうち、高齢者虐待防止法の対象外となる虐待等に対し、介護保険法</p>	<p><b>I 高齢者虐待防止の基本</b></p> <p><b>1 高齢者虐待とは</b></p> <p><b>1. 2 「高齢者虐待」の捉え方</b></p> <p>1) 高齢者虐待防止法による定義</p> <p>介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域支援事業については、市町村が、介護保険法第9条第1項に定める「第一号被保険者」、同条第2項に定める「第二号被保険者」の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことを目的として行う事業であり、地域支援事業（包括的支援事業）の権利擁護<u>業務</u>において、成年後見制度の活用の促進や老人福祉施設等への措置の支援を行うことが地域支援事業実施要綱に明記されています。</p> <p>2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について</p> <p>また、地域支援事業（包括的支援事業）の一つとして、市町村に対し権利擁護<u>業務</u>の実施が義務付けられています（介護保険法第115条の45）。</p> <p>高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応とは、市町村や地域包括支援センターが、主に在宅における高齢者への権利侵害のうち、高齢者虐待防止法の対象外となる虐待等に対し、介護保険法</p>	<p>2</p> <p>5</p> <p>5</p>	<p>★表記の統一 (以降本章内において同じ)</p>

## 新旧対照表（第 I 章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p>に基づいた地域支援事業における権利擁護<u>事業</u>等や、老人福祉法に基づく権限行使を行うなど、可能な限り、高齢者虐待防止法に基づいた対応と同様の対応を行うことを言います。</p> <p>そこで、相談を受けた市町村や地域包括支援センターは、地域支援事業における総合相談支援<u>事業</u>や権利擁護<u>事業</u>等の一環として、積極的な対応が求められます（重層的支援体制整備事業<u>等により包括的相談支援の体制がある</u>自治体においては、その一環として対応することも考えられます）。その際、単に関わりを拒否する者という理解にとどまらず、そこに至った背景、生活歴、パーソナリティや生き辛さへの理解に基づき対応します。また、必要に応じて、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応として、やむを得ない事由による措置等による保護や成年後見制度の市町村長申立て等の権限行使等を検討します。</p> <p>上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と<u>判断</u>することができます。</p> <p><b>2 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点</b>  <b>2. 2 高齢者虐待対応の基本的な視点</b>          6) 虐待の早期発見・早期対応</p> <p>法に基づく対応状況等調査結果からも、養護者による虐待の通</p>	<p>に基づいた地域支援事業における権利擁護<u>業務</u>等や、老人福祉法に基づく権限行使を行うなど、可能な限り、高齢者虐待防止法に基づいた対応と同様の対応を行うことを言います。</p> <p>そこで、相談を受けた市町村や地域包括支援センターは、地域支援事業における総合相談支援<u>業務</u>や権利擁護<u>業務</u>等の一環として、積極的な対応が求められます（重層的支援体制整備事業<u>を</u><u>実施している</u>自治体においては、その一環として対応することも考えられます）。その際、単に関わりを拒否する者という理解にとどまらず、そこに至った背景、生活歴、パーソナリティや生き辛さへの理解に基づき対応します。また、必要に応じて、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応として、やむを得ない事由による措置等による保護や成年後見制度の市町村長申立て等の権限行使等を検討します。</p> <p>上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と<u>認定</u>することができます。</p> <p><b>2 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点</b>  <b>2. 2 高齢者虐待対応の基本的な視点</b>          6) 虐待の早期発見・早期対応</p> <p>法に基づく対応状況等調査結果からも、養護者による虐待の通</p>	<p>7</p> <p>9</p> <p>18</p>	

新旧対照表（第 I 章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p>報者は介護支援専門員（ケアマネジャー）であることが多く、適切な介護保険サービスの利用を促し、介護サービス事業者等と連携していくことも重要です。</p> <p><b>3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等</b></p> <p><b>3. 2 国の役割</b></p> <p>1) 法に基づく対応状況等調査</p> <p><u>(参考) 高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書 (令和 8 年 3 月)</u></p> <p>3) 老人保健健康増進等事業</p> <p><u>・介護施設・事業所等における高齢者虐待防止・身体拘束廃止の取組推進に向けた調査研究事業 (令和 7 年 3 月)</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><b>3. 4 市町村の役割</b></p> <p>2) 求められる体制の整備</p> <p><u>なお、警察からの相談や通報等の中には、「高齢者を現に養護</u></p>	<p>報者として多いのが介護支援専門員（ケアマネジャー）であること、<del>また、介護保険サービスを利用している場合は虐待の深刻度が低い傾向があることから</del>、適切な介護保険サービスの利用を促し、介護サービス事業者等と連携していくことも重要です。</p> <p><b>3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等</b></p> <p><b>3. 2 国の役割</b></p> <p>1) 法に基づく対応状況等調査</p> <p>(追加)</p> <p>3) 老人保健健康増進等事業</p> <p>(追加)</p> <p><del>・介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究 (令和 3 年 3 月)</del></p> <p><del>・高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業 (令和 6 年 3 月)</del></p> <p><b>3. 4 市町村の役割</b></p> <p>2) 求められる体制の整備</p> <p>(追加)</p>	<p>23</p> <p>24</p> <p>30</p>	<p></p> <p></p> <p>★自治体からの</p>

新旧対照表（第 I 章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p><u>する</u>関係にないことから、「<u>養護者による高齢者虐待</u>」には該当しないものの、<u>高齢者が何らかの権利侵害を受けている事案*</u>などが含まれている場合があります。また、警察からの通報票に記載されている情報だけでは、<u>通報として受付けるべきか迷う場合も考えられます。そうした事案であっても、相談・通報等として適切に受け、不明な点がある場合は、事案の詳細等を警察に確認する等して、その後の対応を検討していくことが必要です。</u></p> <p>また、<u>相談・通報等の内容により、関係部署や関係機関等（例えば、DV 防止法所管・女性相談の専門部署等）での対応による支援が適切と考えられる場合には、関係部署等に確実につなぐことが求められます。そのため、情報共有の在り方や認識の共通化など、日頃から関係部署等の間で十分な協力体制を構築しておく必要があります。</u></p> <p><u>*第 I 章 1. 2「高齢者虐待」の捉え方 2) イ. 高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応を参照</u></p> <p><u>実際の市町村と警察の具体的な連携例として、以下も参考になります。</u></p> <p><u>・日頃から警察と協議の場を定期的に設け、通報受付後に市町村等から警察へ事案の詳細や関連する情報（当該通報以外の過去の警察への相談内容や対応歴等）を照会した際に提供いただけるようにしている</u></p>			<p>意見反映（地方分権）</p>

新旧対照表（第 I 章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p><u>・警察から市町村等への相談・通報後、市町村等による当事者への対応が円滑に行くよう、警察から当事者に対して、市町村等へ情報提供することや、市町村等から連絡が来ることについて予め説明をしておいていただくことをお願いしている 等</u></p> <p><u>【参考通知】</u></p> <p><u>・「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（通達）」令和4年12月15日付け警察庁丙人少発第21号ほか</u></p> <p><u>・「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について（通達）」（令和7年11月19日付け警察庁丁人少発第1068号）</u></p> <p><u>・「『高齢者虐待事案への対応にかかる留意事項について』を踏まえた高齢者虐待に係る警察からの通報等の取扱いについて」（令和7年11月19日付け老高発1119第1号）</u></p> <p>高齢者虐待対応として行われた判断や対応内容について、後日、検証や振り返りを行うことは、市町村の対応スキルや、リスクマネジメントの向上につながると考えられます。<u>なお、マニュアルに事後検証を位置づけている市町村や</u>、行政の担当部署が実際に対応した事例をもとに、弁護士、社会福祉士等に助言者として参画を求め、事例の振り返りや再発防止等の検証を行っている市町村もあります。</p> <p>特に、市町村は、地域包括支援センターの総合相談支援<u>事業</u>における地域におけるネットワーク（効率的・効果的に住民の実態把握を行い、地域から支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行うため</p>	<p>高齢者虐待対応として行われた判断や対応内容について、後日、検証や振り返りを行うことは、市町村の対応スキルや、リスクマネジメントの向上につながると考えられます。<del>なお</del>、行政の担当部署が実際に対応した事例をもとに、弁護士、社会福祉士等に助言者として参画を求め、事例の振り返りや再発防止等の検証を行っている市町村もあります。</p> <p>特に、市町村は、地域包括支援センターの総合相談支援<u>業務</u>における地域におけるネットワーク（効率的・効果的に住民の実態把握を行い、地域から支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行うため</p>	<p>32</p> <p>33</p>	<p>★法に基づく対応状況等調査結果（委託事業）の反映</p>

新旧対照表（第 I 章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p>の地域における様々な関係者のネットワーク) を活用し、地域の 実情に応じて以下の 3 つの機能からなる「高齢者虐待防止ネット ワーク」を構築することが重要です。</p> <p><b>3. 7 養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務</b> 3) 開かれた組織運営</p> <p>具体的には、福祉サービス第三者評価等の外部評価、情報公表、 運営推進会議等の中で、積極的にサービスの運営状況への評価を 受け、その内容を活かしていくことが求められます。また、地域 住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となるこ とを促したり、地域支援事業の地域自立生活支援事業における 「介護サービス等の質の向上に資する事業」(介護サービス相談 員派遣等事業) を積極的に活用することで、身体的拘束等の虐待 事案の端緒をつかむことも有効です。</p>	<p>の地域における様々な関係者のネットワーク) を活用し、地域の 実情に応じて以下の 3 つの機能からなる「高齢者虐待防止ネット ワーク」を構築することが重要です。</p> <p><b>3. 7 養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務</b> 3) 開かれた組織運営</p> <p>具体的には、福祉サービス第三者評価等の外部評価、情報公表、 運営推進会議等の中で、積極的にサービスの運営状況への評価を 受け、その内容を活かしていくことが求められます。また、地域 住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となるこ とを促したり、地域支援事業の地域自立生活支援事業における 「介護サービス等の質の向上に資する事業」(介護サービス相談 員派遣事業) を積極的に活用することで、身体的拘束等の虐待事 案の端緒をつかむことも有効です。</p>	38	

新旧対照表（第Ⅱ章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p><b>Ⅱ 養護者による虐待への対応（市町村における業務）</b></p> <p><b>1 組織体制</b></p> <p><b>1. 2 事務の委託</b></p> <p>（参考）地域包括支援センターが行う高齢者虐待防止に資する<u>事業</u></p> <p>上記の包括的支援事業は、以下の3つの<u>事業</u>により構成され、それぞれの<u>事業</u>の中で高齢者虐待防止に資する<u>事業</u>も行っています。</p> <p>1) 総合相談支援<u>事業</u></p> <p>2) 権利擁護<u>事業</u></p> <p>3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援<u>事業</u></p> <p><b>2 養護者による高齢者虐待対応</b></p>	<p><b>Ⅱ 養護者による虐待への対応（市町村における業務）</b></p> <p><b>1 組織体制</b></p> <p><b>1. 2 事務の委託</b></p> <p>（参考）地域包括支援センターが行う高齢者虐待防止に資する<u>業務</u></p> <p>上記の包括的支援事業は、以下の3つの<u>業務</u>により構成され、それぞれの<u>業務</u>の中で高齢者虐待防止に資する<u>業務</u>も行っています。</p> <p>1) 総合相談支援<u>業務</u></p> <p>2) 権利擁護<u>業務</u></p> <p>3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援<u>業務</u></p> <p><b>2 養護者による高齢者虐待対応</b></p>	<p>48</p> <p>48</p> <p>48</p> <p>48</p> <p>48</p>	<p>★表記の統一 (以降本章内において同じ)</p>

新旧対照表（第Ⅱ章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p>●養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図 2/2）</p> <p>●養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図 2/2）</p> <p>市町村担当部署 地域包括支援センター 関係機関 対応の結果</p> <p>【情報収集と虐待発生要因・課題の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待発生要因の明確化</li> <li>高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化</li> </ul> <p>虐待が解消していない場合 虐待対応を継続</p> <p>虐待発生要因分析及び虐待対応方針・計画の見直し</p> <p>【虐待対応方針・計画（案）の作成】</p> <p>総合的な対応方針、課題や目標、役割分担と期限の設定、関与を依頼する関係機関の選定</p> <p>※権限の行使および措置・面会制限解除要件等の検討 ※養護者支援の必要性の検討</p> <p>【虐待対応方針・計画の作成】</p> <p>事前に作成して虐待対応方針・計画（案）の内容を協議・決定</p> <p>【立入調査】 【高齢者の保護（権限行使含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ない事由による措置</li> <li>・緊急ショートステイ</li> <li>・面会制限 など</li> </ul> <p>【成年後見制度の市町村長申立】</p> <p>【虐待対応方針・計画に沿った対応の実施】</p> <p>虐待の解消、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて必要な対応の実施</p> <p>※必要に応じて措置や面会制限等の行政権限を行使</p> <p>【対応の実施状況及び虐待が解消したかどうかの確認】</p> <p>虐待が解消していない場合 虐待対応を継続</p> <p>現在の虐待対応方針・計画の内容を継続しながら個別の課題や目標設定を変更する</p> <p>虐待対応として取り組む必要性についての検討</p> <p>【高齢者が安心して生活を送るための環境の整備状況の確認】</p> <p>虐待対応として取り組む必要性についての検討</p> <p>虐待対応として取り組む必要がない場合</p> <p>【虐待対応の終結】</p> <p>関係機関への関与の引継</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護対応（虐待対応を除く）</li> <li>・包括的・継続的ケアマネジメント支援</li> </ul> <p>対応段階</p> <p>情報収集と虐待発生要因・課題の整理</p> <p>虐待対応ケース会議</p> <p>対応段階の評価会議</p> <p>虐待対応の終結</p>	<p>●養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図 2/2）</p> <p>●養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図 2/2）</p> <p>市町村担当部署 地域包括支援センター 関係機関 対応の結果</p> <p>【情報収集と虐待発生要因・課題の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>虐待発生要因の明確化</li> <li>高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化</li> </ul> <p>虐待が解消していない場合 虐待対応を継続</p> <p>虐待発生要因分析及び虐待対応方針・計画の見直し</p> <p>【虐待対応方針・計画（案）の作成】</p> <p>総合的な対応方針、課題や目標、役割分担と期限の設定、関与を依頼する関係機関の選定</p> <p>※権限の行使および措置・面会制限解除要件等の検討 ※養護者支援の必要性の検討</p> <p>【虐待対応方針・計画の作成】</p> <p>事前に作成して虐待対応方針・計画（案）の内容を協議・決定</p> <p>【立入調査】 【高齢者の保護（権限行使含む）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・やむを得ない事由による措置</li> <li>・緊急ショートステイ</li> <li>・面会制限 など</li> </ul> <p>【成年後見制度の市町村長申立】</p> <p>【虐待対応方針・計画に沿った対応の実施】</p> <p>虐待の解消、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて必要な対応の実施</p> <p>※必要に応じて措置や面会制限等の行政権限を行使</p> <p>【対応の実施状況及び虐待が解消したかどうかの確認】</p> <p>虐待が解消していない場合 虐待対応を継続</p> <p>現在の虐待対応方針・計画の内容を継続しながら個別の課題や目標設定を変更する</p> <p>虐待対応として取り組む必要性についての検討</p> <p>【高齢者が安心して生活を送るための環境の整備状況の確認】</p> <p>虐待対応として取り組む必要性についての検討</p> <p>虐待対応として取り組む必要がない場合</p> <p>【虐待対応の終結】</p> <p>関係機関への関与の引継</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護対応（虐待対応を除く）</li> <li>・包括的・継続的ケアマネジメント支援</li> </ul> <p>対応段階</p> <p>情報収集と虐待発生要因・課題の整理</p> <p>虐待対応の終結</p>	51	<p>★対応段階における「虐待対応ケース会議」の加筆</p>



新旧対照表（第Ⅱ章）

新	旧	頁 (新)	備考																																																																																						
<p style="text-align: center;"><b>利用者基本情報（裏面）</b> <span style="float: right;">例</span></p> <p>《介護予防に関する事項》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%; vertical-align: middle;">今までの生活</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1日の生活・すごし方</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">趣味・楽しみ・特技</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時間</td> <td style="text-align: center;">本人</td> <td style="text-align: center;">介護者・家族</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">友人・地域との関係</td> </tr> </table> <p>現在の生活状況 (どんな暮らしを送っているか)</p> <p>《現病歴・既往歴と経過》（新しいものから書く・現在の状況に関連するものは必ず書く）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年 月 日</th> <th style="width: 10%;">病名</th> <th style="width: 15%;">医療機関・医師名 (主治医・意見作成者に☆)</th> <th style="width: 10%;">経過</th> <th style="width: 15%;">治療中の場合は内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">Tel</td> <td>治療中 経過中 その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">Tel</td> <td>治療中 経過中 その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">Tel</td> <td>治療中 経過中 その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">Tel</td> <td>治療中 経過中 その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>《現在利用しているサービス》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">公的サービス</th> <th style="width: 50%;">非公的サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係するものに提示することに同意します</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日 氏名 _____ 印</p> <p>※この本人同意の署名欄は、虐待対応以前の総合相談業務において十分な説明の上で行える場合を想定しているものです。当初から虐待対応として本人と関わることになった場合には、本人情報の共有については、個人情報保護法の例外規定に基づき対応しますので、本署名欄を活用する必要はありません。</p>	今までの生活	1日の生活・すごし方			趣味・楽しみ・特技				時間	本人	介護者・家族	友人・地域との関係			年 月 日	病名	医療機関・医師名 (主治医・意見作成者に☆)	経過	治療中の場合は内容	年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他		年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他		年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他		年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他		公的サービス	非公的サービス			<p style="text-align: center;"><b>利用者基本情報（裏面）</b> <span style="float: right;">例</span></p> <p>《介護予防に関する事項》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%; vertical-align: middle;">今までの生活</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">1日の生活・すごし方</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">趣味・楽しみ・特技</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時間</td> <td style="text-align: center;">本人</td> <td style="text-align: center;">介護者・家族</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">友人・地域との関係</td> </tr> </table> <p>現在の生活状況 (どんな暮らしを送っているか)</p> <p>《相談内容と対応》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">年 月 日</th> <th style="width: 10%;">病名</th> <th style="width: 15%;">医療機関・医師名 (主治医・意見作成者に☆)</th> <th style="width: 10%;">経過</th> <th style="width: 15%;">治療中の場合は内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">Tel</td> <td>治療中 経過中 その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">Tel</td> <td>治療中 経過中 その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">Tel</td> <td>治療中 経過中 その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td></td> <td style="text-align: center;">Tel</td> <td>治療中 経過中 その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>《相談内容と対応》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">公的サービス</th> <th style="width: 50%;">非公的サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係するものに提示することに同意します</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日 氏名 _____ 印</p> <p>※この本人同意の署名欄は、虐待対応以前の総合相談業務において十分な説明の上で行える場合を想定しているものです。当初から虐待対応として本人と関わることになった場合には、本人情報の共有については、個人情報保護法の例外規定に基づき対応しますので、本署名欄を活用する必要はありません。</p>	今までの生活	1日の生活・すごし方			趣味・楽しみ・特技				時間	本人	介護者・家族	友人・地域との関係			年 月 日	病名	医療機関・医師名 (主治医・意見作成者に☆)	経過	治療中の場合は内容	年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他		年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他		年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他		年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他		公的サービス	非公的サービス			54	
今までの生活		1日の生活・すごし方				趣味・楽しみ・特技																																																																																			
		時間	本人	介護者・家族																																																																																					
	友人・地域との関係																																																																																								
年 月 日	病名	医療機関・医師名 (主治医・意見作成者に☆)	経過	治療中の場合は内容																																																																																					
年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他																																																																																						
年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他																																																																																						
年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他																																																																																						
年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他																																																																																						
公的サービス	非公的サービス																																																																																								
今までの生活	1日の生活・すごし方			趣味・楽しみ・特技																																																																																					
	時間	本人	介護者・家族																																																																																						
	友人・地域との関係																																																																																								
年 月 日	病名	医療機関・医師名 (主治医・意見作成者に☆)	経過	治療中の場合は内容																																																																																					
年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他																																																																																						
年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他																																																																																						
年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他																																																																																						
年 月 日		Tel	治療中 経過中 その他																																																																																						
公的サービス	非公的サービス																																																																																								

新旧対照表（第Ⅱ章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p><b>2. 2 事実確認</b></p> <p>4) 関係機関等からの情報収集</p> <p><a href="#">「第Ⅰ章 4 高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について」参照</a></p> <p>6) 介入拒否がある場合の対応</p> <p>出典：<a href="#">東京都福祉保健局,高齢者虐待防止に向けた体制構築のために 東京都高齢者虐待対応マニュアル, 2006, <a href="#">令和6年8月追記・一部修正(暫定版)</a>, p.152</a> [図表 4-10] を一部改変。</p> <p><b>2. 3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、対応方針の決定</b></p> <p>3) 緊急性の判断</p> <p>出典：<a href="#">東京都福祉保健局,高齢者虐待防止に向けた体制構築のために 東京都高齢者虐待対応マニュアル, 2006, <a href="#">令和6年8月追記・一部修正(暫定版)</a>, p. 155</a> を一部改変。</p> <p><b>2. 4 行政権限の行使等</b></p> <p>2) 高齢者の保護</p> <p>出典：<a href="#">東京都福祉保健局,高齢者虐待防止に向けた体制構築のために 東京都高齢者虐待対応マニュアル, 2006, <a href="#">令和6年8月追記・一部修正</a></a></p>	<p><b>2. 2 事実確認</b></p> <p>4) 関係機関等からの情報収集</p> <p>(追加)</p> <p>6) 介入拒否がある場合の対応</p> <p>出典：<a href="#">東京都福祉保健局,高齢者虐待防止に向けた体制構築のために 東京都高齢者虐待対応マニュアル, 2006, <del>p.89</del></a> [図表 4-10] を一部改変。</p> <p><b>2. 3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、対応方針の決定</b></p> <p>3) 緊急性の判断</p> <p>出典：<del><a href="#">東京都高齢者虐待対応マニュアル</a></del><del><a href="#">(東京都)</a></del>を一部改変</p> <p><b>2. 4 行政権限の行使等</b></p> <p>2) 高齢者の保護</p> <p>出典：<del><a href="#">東京都高齢者虐待対応マニュアル</a></del><del><a href="#">(東京都)</a></del></p>	<p>56</p> <p>59</p> <p>62</p> <p>69</p>	

新旧対照表（第Ⅱ章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p><a href="#">(暫定版), p.189 [図表 4-32]</a></p> <p>また、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定するやむを得ない事由による措置等に伴い面会を制限した場合は、その解除の可否、時期等についてコアメンバー会議を開催して、定期的に検討しなければなりません。なお、成年後見人等が<u>選任</u>された場合、一律に契約に切り替え、面会制限解除ということにならないよう留意が必要です。</p> <p>高齢者虐待防止法第 13 条に基づく面会制限の決定は、行政処分に該当することから、行政手続法に従った対応が必要になります。処分の対象者である高齢者及び養護者に対して事前に「弁明の機会の付与」の手続を行う必要があります（行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号、第 29 条ないし第 31 条）。例外として、「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため」に「弁明の機会の付与」の手続を執ることができないときは、当該手続は<u>省略することができます</u>（行政手続法第 13 条第 2 項第 1 号）。面会制限の必要性や緊急性を踏まえて、各市町村において、「弁明の機会の付与」の手続の可否を判断します。</p> <p><b>3) 成年後見制度の市町村長申立て</b></p> <p>※「住民基本台帳事務における支援措置申<u>出書</u>」の例は、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる</p>	<p>また、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に規定するやむを得ない事由による措置等に伴い面会を制限した場合は、その解除の可否、時期等についてコアメンバー会議を開催して、定期的に検討しなければなりません。なお、成年後見人等が<u>選定</u>された場合、一律に契約に切り替え、面会制限解除ということにならないよう留意が必要です。</p> <p>高齢者虐待防止法第 13 条に基づく面会制限の決定は、行政処分に該当することから、行政手続法に従った対応が必要になります。処分の対象者である高齢者及び養護者に対して事前に「弁明の機会の付与」の手続を行う必要があります（行政手続法第 13 条第 1 項第 2 号、第 29 条ないし第 31 条）。例外として、「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため」に「弁明の機会の付与」の手続を執ることができないときは、当該手続は<u>不要です</u>（行政手続法第 13 条第 2 項第 1 号）。面会制限の必要性や緊急性を踏まえて、各市町村において、「弁明の機会の付与」の手続の可否を判断します。</p> <p><b>3) 成年後見制度の市町村長申立て</b></p> <p>※「住民基本台帳事務における支援措置申<u>請書</u>」の例は、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる</p>	<p>74</p> <p>75</p> <p>82</p>	<p>★行政手続法事務取扱ガイドライン（総務省行政管理局）の表記に統一</p>



新旧対照表（第Ⅱ章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p><b>2. 8 終結段階</b></p> <p>虐待対応中、あるいは終結後の権利擁護<b>事業</b>としての対応等において、養護者と同居・別居にかかわらず、高齢者と養護者との関係性を再構築する支援も大切であり、高齢者と養護者の関係性の再構築において、養護者を支援するにあたり、養護者支援を担う関係機関との連携が大切となります。については、終結を判断する評価会議において、養護者支援を担う関係機関の役割や情報共有の方法等を確認します。虐待対応として関わる前の状態に戻ることがないよう、サービスや関係者の関わりを増やし、高齢者と養護者の支援体制の構築や適切な関与が虐待対応の終結の目安となります。</p>	<p><b>2. 8 終結段階</b></p> <p>虐待対応中、あるいは終結後の権利擁護<b>業務</b>としての対応等において、養護者と同居・別居にかかわらず、高齢者と養護者との関係性を再構築する支援も大切であり、高齢者と養護者の関係性の再構築において、養護者を支援するにあたり、養護者支援を担う関係機関との連携が大切となります。については、終結を判断する評価会議において、養護者支援を担う関係機関の役割や情報共有の方法等を確認します。虐待対応として関わる前の状態に戻ることがないよう、サービスや関係者の関わりを増やし、高齢者と養護者の支援体制の構築や適切な関与が虐待対応の終結の目安となります。</p>	86	

新旧対照表（第Ⅲ章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p><b>Ⅲ 養介護施設従事者等による虐待への対応</b></p> <p><b>2 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応</b></p> <p>通報等を受けた際には、高齢者の権利が侵害されている状況をいち早く発見し、事態が深刻にならないうちに早期に対応するとともに、虐待が発生した養介護施設等に対して、高齢者が安心してサービスを受けられる運営に向けた改善を図るための支援を提供することが高齢者虐待担当部署及び老人福祉法・介護保険法各担当部署等に求められます。</p> <p><u>なお、虐待に関する情報は、通報や届出のみではなく、様々な形で把握することができます。例えば、市町村や都道府県で受け付ける苦情や事故報告等から、虐待と思われる状況が発見される場合もあります。その為、市町村及び都道府県庁内の関係する部署等においても、虐待防止に関する共通認識を持つことが、早期発見・早期対応には有効です。</u></p> <p><b>2. 2 事実確認の準備と実施</b></p> <p>7) 事実確認の実施手順、確認事項</p> <p>事実確認の準備段階で具体的に確認する事項の一覧表を作成し、その項目に関連する質問内容を準備します。なお、管理職と一般職員の意識や取組に差がみられることから、当該養介護施設従事者等への面接調査では、管理者層（事業所長等）</p>	<p><b>Ⅲ 養介護施設従事者等による虐待への対応</b></p> <p><b>2 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応</b></p> <p><del>なお、</del>通報等を受けた際には、高齢者の権利が侵害されている状況をいち早く発見し、事態が深刻にならないうちに早期に対応するとともに、虐待が発生した養介護施設等に対して、高齢者が安心してサービスを受けられる運営に向けた改善を図るための支援を提供することが高齢者虐待担当部署及び老人福祉法・介護保険法各担当部署等に求められます。</p> <p>(追加)</p> <p><b>2. 2 事実確認の準備と実施</b></p> <p>7) 事実確認の実施手順、確認事項</p> <p>事実確認の準備段階で具体的に確認する事項の一覧表を作成し、その項目に関連する質問内容を準備します。なお、管理職と一般職員の意識や取組に差がみられることから、当該養介護施設従事者等への面接調査では、管理者層（事業所長等）</p>	<p>95</p> <p>95</p> <p>107</p>	<p>★法に基づく対応状況等調査結果（委託事業）の反映</p>

新旧対照表（第Ⅲ章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p>や現場責任者（介護主任やフロア責任者等）、一般職員に分けて質問内容を準備する必要があり、職員の様々な勤務形態（短期間勤務者や夜勤専門）を踏まえ、調査方法を検討しておくことも必要です。なお、当該面接調査は<u>一人ずつ</u>個別に行います。</p>	<p>や現場責任者（介護主任やフロア責任者等）、一般職員に分けて質問内容を準備する必要があり、職員の様々な勤務形態（短期間勤務者や夜勤専門）を踏まえ、調査方法を検討しておくことも必要です。なお、当該面接調査は<del>一人ずつ</del>個別に行います。</p>		
<p><b>2. 3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、<u>虐待の発生要因</u>・課題の整理、対応方針の決定</b></p>	<p><b>2. 3 虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、<u>課題の整理</u>、対応方針の決定</b></p>	110	
<p>1) 虐待対応ケース会議</p>	<p>1) 虐待対応ケース会議</p>		
<p>事実確認の結果に基づく虐待の有無の判断と緊急性の判断、深刻度の判断、<u>虐待の発生要因</u>・課題の整理、対応方針の決定は、事実確認に参加した養介護施設従事者等による高齢者虐待担当部署職員（管理職含む）、老人福祉法及び介護保険法担当部署職員及びその他関連するメンバーによる虐待対応ケース会議で行います。このような判断等の前提として、立入検査等の事実確認によって得られた個人情報（要配慮個人情報を含む）や、高齢者虐待防止法第24条を受け、老人福祉法第5条の4第2項に基づいた事実確認によって得られた個人情報（要配慮個人情報を含む）を虐待対応ケース会議において共有することができます（個人情報保護法第69条第1項）。</p>	<p>事実確認の結果に基づく虐待の有無の判断と緊急性の判断、深刻度の判断、課題の整理、対応方針の決定は、事実確認に参加した養介護施設従事者等による高齢者虐待担当部署職員（管理職含む）、老人福祉法及び介護保険法担当部署職員及びその他関連するメンバーによる虐待対応ケース会議で行います。このような判断等の前提として、立入検査等の事実確認によって得られた個人情報（要配慮個人情報を含む）や、高齢者虐待防止法第24条を受け、老人福祉法第5条の4第2項に基づいた事実確認によって得られた個人情報（要配慮個人情報を含む）を虐待対応ケース会議において共有することができます（個人情報保護法第69条第1項）。</p>	110	★「虐待の発生要因」の加筆
<p>6) 対応方針の決定：養介護施設等への対応</p>	<p>6) 対応方針の決定：養介護施設等への対応</p>		
<p>また、改善計画には、虐待が発生した要因の分析や再発防止に</p>	<p>また、改善計画には、虐待が発生した要因の分析や再発防止に</p>	113	

## 新旧対照表（第三章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p>向けた実効性のある具体的な取組が盛り込まれていることが求められます。改善計画の作成に当たっては、経営者・管理者層だけでなく、一般職員も含めて関わり、現場の実態を踏まえた実効性のある計画とする必要があります。なお、外部委員を含む高齢者虐待防止検討委員会や身体拘束適正化検討委員会の定期開催等による改善取組の担保と定期的な評価の仕組みについても十分検討するよう伝える必要があります。</p> <p><b>2. 4 虐待の発生要因・課題の整理</b></p> <p>また、虐待を行った職員の要因とともに、組織運営上の課題として、「職員の指導管理体制」をはじめ、「虐待防止や身体拘束廃止にむけた取り組み」や「チームケア体制・連携体制」の不十分さ、「研修機会や体制」、「職員が相談できる体制」等の不十分さが指摘されています。さらに、運営法人・経営層の課題としては、<u>経営層</u>の「現場の実態や理解の不足」、「虐待や身体拘束に関する知識不足」、「業務環境変化への対応取組」の不十分さ等も指摘されています。これらの経営や組織運営上の問題と職員個人が抱える問題が相互に影響し虐待が発生している実態がうかがえます。</p>	<p>向けた実効性のある具体的な取組を盛り込みます。改善計画の作成に当たっては、経営者・管理者層だけでなく、一般職員も含めて関わり、現場の実態を踏まえた実効性のある計画とする必要があります。なお、外部委員を含む高齢者虐待防止検討委員会や身体拘束適正化検討委員会の定期開催等による改善取組の担保と定期的な評価の仕組みについても十分検討するよう伝える必要があります。</p> <p><b>2. 4 虐待発生要因・課題の整理</b></p> <p>また、虐待を行った職員の要因とともに、組織運営上の課題として、「職員の指導管理体制」をはじめ、「虐待防止や身体拘束廃止にむけた取り組み」や「チームケア体制・連携体制」の不十分さ、「研修機会や体制」、「職員が相談できる体制」等の不十分さが指摘されています。さらに、運営法人・経営層の課題としては、<u>営層</u>の「現場の実態や理解の不足」、「虐待や身体拘束に関する知識不足」、「業務環境変化への対応取組」の不十分さ等も指摘されています。これらの経営や組織運営上の問題と職員個人が抱える問題が相互に影響し虐待が発生している実態がうかがえます。</p>	<p>117</p> <p>117</p>	

新旧対照表（第Ⅲ章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p style="text-align: center;">指導文書の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>参考例 ○○市町村第○○○号 令和○○年○月○日</p> <p>○○法人 ○○施設 理事長 ○○○様</p> <p style="text-align: right;">○○市町村長 ○○○</p> <p style="text-align: center;">施設における虐待と思われる事象に係る調査結果通知 及び改善計画の提出依頼について</p> <p>○○施設において令和○年○月○日から○月○日までの間に実施した介護保険法○条（老人福祉法○条）に基づく事実確認の調査の結果については、下記のとおり通知します。改善計画を令和○年○月○日までに提出願います。</p> <p>なお、改善計画をもとに、定期的な訪問や聞き取り等の調査を行う予定です。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 調査結果</p> <p>○○施設において、○○月○○日夜中に発生した入所者に対する施設職員における行為は、虐待に該当すると判断しました。</p> <p>以前から入所者に対して暴言や暴力と思えるような言動、及び適正な手続きを経ていない身体的拘束等の実施があり、高齢者虐待（人格尊重義務違反）があったことを確認しました。</p> <p>また、本調査においては、痣などの身体的な状態について記録の記載、及び施設内での連携や対応方針の明確化などがなされず対応方針が徹底できていない状況が確認されました。加えて、高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項に定める通報義務に反する状況が確認されました。</p> <p>2 改善計画の提出</p> <p>○○施設において、以下の点を重視して施設内部での調査検討を全職員が関与する形で行うとともに、調査結果に基づき経営者・管理者の責任において改善計画書（書式は任意）作成及び提出を求めます。なお、改善の取組においては具体的な目標及び達成時期など必ず明記することを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 虐待防止マニュアルの整備</li> <li>(2) 職員全員に対する虐待防止マニュアル等の周知徹底</li> <li>(3) 第三者委員会の設立及び施設内での虐待が発生した原因の究明と検討</li> <li>(4) 職員の外部研修の実施と評価の充実</li> <li>(5) 風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策</li> <li>(6) 高齢者虐待防止措置の適切な実施と評価</li> <li>(7) 身体的拘束等の適正化措置の適切な実施</li> <li>(8) 適正な組織運営の確保と通報義務等の遵守</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p> </div>	<p style="text-align: center;">指導文書の例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>参考例 ○○市町第○○○号 令和○○年○月○日</p> <p>○○法人 ○○施設 理事長 ○○○様</p> <p style="text-align: right;">○○市町村長 ○○○</p> <p style="text-align: center;">施設における虐待と思われる事象に係る調査結果通知 及び改善計画の提出依頼について</p> <p>○○施設において令和○年○月○日から○月○日までの間に実施した介護保険法○条（老人福祉法○条）に基づく事実確認の調査の結果については、下記のとおり通知します。改善計画を令和○年○月○日までに提出願います。</p> <p>なお、改善計画をもとに、定期的な訪問や聞き取り等の調査を行う予定です。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 調査結果</p> <p>○○施設において、○○月○○日夜中に発生した入所者に対する施設職員における行為は、虐待に該当すると判断しました。</p> <p>以前から入所者に対して暴言や暴力と思えるような言動、及び適正な手続きを経ていない身体的拘束等の実施があり、高齢者虐待（人格尊重義務違反）があったことを確認しました。</p> <p>また、本調査においては、痣などの身体的な状態について記録の記載、及び施設内での連携や対応方針の明確化などがなされず対応方針が徹底できていない状況が確認されました。加えて、高齢者虐待防止法第 20 条第 1 項に定める通報義務に反する状況が確認されました。</p> <p>2 改善計画の提出</p> <p>○○施設において、以下の点を重視して施設内部での調査検討を全職員が関与する形で行うとともに、調査結果に基づき経営者・管理者の責任において改善計画書（書式は任意）作成及び提出を求めます。なお、改善の取組においては具体的な目標及び達成時期など必ず明記することを求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 虐待防止マニュアルの整備</li> <li>(2) 職員全員に対する虐待防止マニュアル等の周知徹底</li> <li>(3) 第三者委員会の設立及び施設内での虐待が発生した原因の究明と検討</li> <li>(4) 職員の外部研修の実施と評価の充実</li> <li>(5) 風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策</li> <li>(6) 高齢者虐待防止措置の適切な実施と評価</li> <li>(7) 身体的拘束等の適正化措置の適切な実施</li> <li>(8) 適正な組織運営の確保と通報義務等の遵守</li> </ol> <p style="text-align: right;">以上</p> </div>	121	

新旧対照表（第Ⅲ章）

新		旧		頁 (新)	備考
<b>指導内容例と指導に沿った改善計画例</b>		<b>指導に沿った改善計画例</b>		122	<p>★「指導に沿った改善計画例」について、「改善計画作成に向けた指導内容の例」として再構成、法に基づく対応状況等調査結果（委託事業）の反映</p>
指導内容（例）	改善計画（例）	指導内容	改善内容	122 ～ 123	
<p><b>（1）虐待防止マニュアルの整備</b></p> <p>①虐待防止マニュアルに組織として虐待防止を実施する義務に対する姿勢が明確にされていない</p> <p>②管理者が虐待早期発見の責任者であることが明記されていない</p> <p>③継続的な虐待防止教育や早期発見のための体制づくりが明確化されていない</p>	<p>①現行の虐待防止マニュアルについて、組織として断固として虐待の発生する環境をつくらないことを明記し、その方針及び具体的施策をマニュアルに追記を行う。</p> <p>②虐待（疑い含む）を発見した際に市町村への速やかな通報義務があること、責任者が自ら通報義務を負うこと等、虐待予防・早期発見の責任者を明確にし、日常実施すべき役割とともにマニュアルに反映させる。</p> <p>③虐待防止委員会の組織作りと委員会議事録及びヒヤリハットを安全委員会と共有し、虐待の早期発見ができる組織づくりを実施する。また、継続的な虐待防止教育の体制について、虐待防止委員会で検討していく。</p>	<p><b>（1）虐待防止マニュアルの整備</b></p> <p>①虐待防止マニュアルに組織として虐待防止を実施する義務に対する姿勢が明確にされていない</p> <p>②管理者が虐待早期発見の責任者であることが明記されていない</p> <p>③継続的な虐待防止教育や早期発見のための体制づくりが明確化されていない</p>	<p>①現行の虐待防止マニュアルについて、組織として断固として虐待の発生する環境をつくらないことを明記し、その方針及び具体的施策をマニュアルに追記を行う。</p> <p>②虐待予防・早期発見の責任者を明確にし、日常実施すべき役割をマニュアルに反映させる。</p> <p>③虐待防止委員会の組織作りと委員会議事録及びヒヤリハットを安全委員会と共有し、虐待の早期発見と継続的な教育展開ができる組織づくりを実施する。</p>		
<p><b>（2）職員全員に対する虐待防止マニュアル等の周知徹底</b></p> <p>①虐待防止マニュアルの早期発見や通報義務について職員の理解が低い</p> <p>②定期的な教育がなされていない</p>	<p>①虐待防止委員会立ち上げ後、虐待防止マニュアルを改訂。その後、早期発見のポイントや通報義務について内部監査にて理解度を確認。理解が低い点について、各所属において学習会を開催し徹底する。</p> <p>②年間教育計画内に、4月の入職者研修時に新人対象で「虐待防止マニュアルの理解」研修を実施する（年度途中で新たに職員を採用した場合は同様の対応を行う）。9月度、虐待防止自己点検シート実施後、結果を受けた形で「虐待防止研修」を全職員対象で実施することを入れる。</p>	<p><b>（2）職員全員に対する虐待防止マニュアル等の周知徹底</b></p> <p>①虐待防止マニュアルの早期発見や通報義務について職員の理解が低い</p> <p>②定期的な教育がなされていない</p>	<p>①虐待防止委員会立ち上げ後、虐待防止マニュアルを改訂。その後、早期発見のポイントや通報義務について内部監査にて理解度を確認。理解が低い点について、各所属において学習会を開催し徹底する。</p> <p>②年間教育計画内に、4月の入職者研修時に新人対象で「虐待防止マニュアルの理解」研修を実施する（年度途中で新たに職員を採用した場合は同様の対応を行う）。9月度、虐待防止自己点検シート実施後、結果を受けた形で「虐待防止研修」を全職員対象で実施することを入れる。</p>		
<p><b>（3）第三者委員会の設立及び施設内での虐待が発生した原因の究明と検討</b></p> <p>①第三者委員会の設立に関わる規定がない</p> <p>②虐待発生時の原因究明と検討できる体制がない</p>	<p>①虐待防止マニュアル内に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者委員名簿（連絡先を含む）</li> <li>・第三者への連絡方法</li> <li>・第三者委員会開催規定及び議事録作成規定を追記する。</li> </ul> <p>②虐待発生時（疑いを含む）その事実確認後、</p>	<p><b>（3）第三者委員会の設立及び施設内での虐待が発生した原因の究明と検討</b></p> <p>①第三者委員会の設立に関わる規定がない</p> <p>②虐待発生時の原因究明と検討できる体制がない</p>	<p>①虐待防止マニュアル内に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者委員名簿（連絡先を含む）</li> <li>・第三者への連絡方法</li> <li>・第三者委員会開催規定及び議事録作成規定を追記する。</li> </ul> <p>②虐待発生時（疑いを含む）その事実確認後、</p>		

新旧対照表（第三章）

新		旧		頁 (新)	備考
	<p>即日虐待防止委員会を開催し、前後情報の記録の確認・職員ヒアリング実施し、時系列分析及び対策立案実施することを虐待防止マニュアル内の虐待防止委員会規定に追記する。</p> <p>※ただし、高齢者虐待防止法に基づく通報は上記過程を経ないと行えないものではないため、法に基づく通報等を妨げないよう、通報義務に関する説明は別途記載する。</p>		<p>即日虐待防止委員会を開催し、前後情報の記録の確認・職員ヒアリング実施し、時系列分析及び対策立案実施することを虐待防止マニュアル内の虐待防止委員会規定に追記する。</p> <p>※ただし、高齢者虐待防止法に基づく通報は上記過程を経ないと行えないものではないため、法に基づく通報等を妨げないよう、通報義務に関する説明は別途記載すること。</p>		
<p><b>(4) 職員の外部研修の実施と評価の充実</b></p> <p>①虐待対応に関わる職員の外部研修が実施されていない</p> <p>②虐待対応に関わる研修評価制度がない</p>	<p>①安全委員会と連携し、外部研修情報を収集し、3年目以上の職員は全員1回は虐待に関わる外部研修を受講することを虐待防止マニュアルに規定する。その上で、年度末に未受講者について、各所属長から事由書及び受講計画予定表の提出を規定する。</p> <p>②外部研修受講者は、当該受講年度でチームを組み、虐待防止研修会（9月度）の研修実施を行い、研修受講者からのアンケートによって理解度の評価とする。理解度が低い内容については、当該研修チームで再度その項目に関わる研修を実施することを規定する。</p>	<p><b>(4) 職員の外部研修の実施と評価の充実</b></p> <p>①虐待対応に関わる職員の外部研修が実施されていない</p> <p>②虐待対応に関わる研修評価制度がない</p>	<p>①安全委員会と連携し、外部研修情報を収集し、3年目以上の職員は全員1回は虐待に関わる外部研修を受講することを虐待防止マニュアルに規定する。その上で、年度末に未受講者について、各所属長から事由書及び受講計画予定表の提出を規定する。</p> <p>②外部研修受講者は、当該受講年度でチームを組み、虐待防止研修会（9月度）の研修実施を行い、研修受講者からのアンケートによって理解度の評価とする。理解度が低い内容については、当該研修チームで再度その項目に関わる研修を実施することを規定する。</p>		
<p><b>(5) 風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策</b></p> <p>①管理者が職員のストレス状況や現場の環境を把握できる体制ができていない</p> <p>②職員が気軽に相談できる体制がない</p>	<p>①管理者は、ヒヤリハット報告書を利用し施設内状況を把握する。職員に報告書の重要性及び運用を教育し、状況把握ができる報告書の提出を促す。ヒヤリハット報告書項目に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への暴力</li> <li>・利用者間トラブル</li> <li>・外傷等</li> </ul> <p>虐待兆候を把握するための項目を追記すると共に苦情対応委員会と連携し、利用者・家族からの苦情報告書内に虐待の兆候がないか、確認していく責務を虐待防止マニュアルに規定する。</p> <p>②相談しやすい環境づくりのため、管理者</p>	<p><b>(5) 風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策</b></p> <p>①管理者が職員のストレス状況や現場の環境を把握できる体制ができていない</p> <p>②職員が気軽に相談できる体制がない</p>	<p>①管理者は、ヒヤリハット報告書を利用し施設内状況を把握する。職員に報告書の重要性及び運用を教育し、状況把握ができる報告書の提出を促す。ヒヤリハット報告書項目に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への暴力</li> <li>・利用者間トラブル</li> <li>・外傷等</li> </ul> <p>虐待兆候を把握するための項目を追記すると共に苦情対応委員会と連携し、利用者・家族からの苦情報告書内に虐待の兆候がないか、確認していく責務を虐待防止マニュアルに規定する。</p> <p>②相談しやすい環境づくりのため、管理者</p>		

新旧対照表（第Ⅲ章）

新		旧		頁 (新)	備考
	は、ヒヤリハット報告書による施設内状況の把握を行ったうえで、ケアの度合いが高い利用者や認知症の利用者等の状況から、管理者から適切に職員への声かけを行う。安全委員会の機会などを利用し、現場の課題に対し、職員をねぎらいながら解決への指導を行う。その際に不満や不安の兆候がある職員に対し、個別の声かけを行い相談受け入れ体制を示す。また、管理者等がサービス提供現場をラウンドして直接業務の実施状況等を確認するなど、自ら積極的に状況把握に努める。		は、ヒヤリハット報告書による施設内状況の把握を行ったうえで、ケアの度合いが高い利用者や認知症の利用者等の状況から、管理者から適切に職員への声かけを行う。安全委員会の機会などを利用し、現場の課題に対し、職員をねぎらいながら解決への指導を行う。その際に不満や不安の兆候がある職員に対し、個別の声かけを行い相談受け入れ体制を示す。また、管理者等がサービス提供現場をラウンドして直接業務の実施状況等を確認するなど、自ら積極的に状況把握に努める。		
<p><b>(6) 高齢者虐待防止措置の適切な実施と評価</b></p> <p>①虐待防止のための対策を検討する委員会が設置されていない、指針が具体的な内容に乏しい、虐待防止のための研修が定期的には実施されていない、担当者が定められていない等、高齢者虐待防止措置が適切に実施されていない</p> <p>②上記の状況について職員からの意見が出されていたものの、数か月間放置されていた</p>	<p>①別途適用された高齢者虐待防止措置未実施減算の内容にしたがって適切に改善計画を策定・実施するとともに、今後の虐待防止の取組が適切に実施されるよう、(1)～(5)の指摘事項を含めて総合的に評価し、<u>虐待防止措置の実施状況を踏まえ</u>、本指導に係る改善計画の見直しを図る（見直しを行う時期をあらかじめ定め、結果を<u>市町村</u>に報告する）。</p> <p>②改善計画の実施状況について定期的に職員に報告し、また職員からの意見を定期的に集約する。</p>	<p><b>(6) 高齢者虐待防止措置の適切な実施と評価</b></p> <p>①虐待防止のための対策を検討する委員会が設置されていない、指針が具体的な内容に乏しい、虐待防止のための研修が定期的には実施されていない、担当者が定められていない等、高齢者虐待防止措置が適切に実施されていない</p> <p>②上記の状況について職員からの意見が出されていたものの、数か月間放置されていた</p>	<p>①別途適用された高齢者虐待防止措置未実施減算の内容にしたがって適切に改善計画を策定・実施するとともに、今後の虐待防止の取組が適切に実施されるよう、(1)～(5)の指摘事項を含めて総合的に評価し、本指導に係る改善計画の見直しを図る（見直し<del>の</del>時期をあらかじめ定め、結果を報告する<u>こと</u>）。</p> <p>②改善計画の実施状況について定期的に職員に報告し、また職員からの意見を定期的に集約する。</p>		
<p><b>(7) 身体的拘束等の適正化措置の適切な実施</b></p> <p>①利用者家族の意向を根拠に、要否の検討を十分実施せずに身体的拘束等を実施している</p> <p>②人員不足や多忙を主な理由とした身体的拘束等が行われている</p>	<p>①家族等に対して、身体的拘束等を<u>実施</u>することによって生じる身体的・精神的弊害等について十分に説明するとともに、当該高齢者に対する再アセスメントを実施し、<u>多職種</u>でカンファレンスを行う。またこれらの実施をルール化するとともに、記録を行う。</p> <p>②身体的拘束等の適正化のための委員会・指針・研修を通じて、安易な身体拘束を未然に防ぐための取組が十分に行われるよう、別途適用された身体拘束廃止未実施減算</p>	<p><b>(7) 身体的拘束等の適正化措置の適切な実施</b></p> <p>①利用者家族の意向を根拠に、要否の検討を十分実施せずに身体的拘束等を実施している</p> <p>②人員不足や多忙を主な理由とした身体的拘束等が行われている</p>	<p>①家族等に対して、身体的拘束等を<u>実</u>することによって生じる身体的・精神的弊害等について十分に説明するとともに、当該高齢者に対する再アセスメントを実施し、カンファレンスを行う。またこれらの実施をルール化するとともに、記録を行う。</p> <p>②身体的拘束等の適正化のための委員会・指針・研修を通じて、安易な身体拘束を未然に防ぐための取組が十分に行われるよう、別途適用された身体拘束廃止未実施減算の内容にしたがって適切に改善計画を策</p>		

新旧対照表（第Ⅲ章）

新		旧		頁 (新)	備考
	の内容にしたがって適切に改善計画を策定・実施する（改善計画の内容・実施状況については、本指導に係る市町村への報告に含める）。		定・実施する（改善計画の内容・実施状況については、本指導に係る報告に含める <del>三</del> と）。		
<p><b>(8) 適正な組織運営の確保と通報義務等の遵守</b></p> <p>①管理者が定着しない、離職率が高止まりしている等、組織運営全体に課題がある</p> <p>②職員からの虐待(疑い)事例の報告に対し、確認せずに否定する、通報を禁ずる等の対応が管理者からなされた</p>	<p>①適切な組織運営がなされるよう、法人本部を交えて検討し、組織運営全体の改善計画を策定する。またその内容を職員に周知する。</p> <p>②通報義務を含む高齢者虐待防止法、及び高齢者虐待防止措置の内容を適切に理解し実施できるよう、管理者及び管理職が定期的に高齢者虐待防止に係る外部研修を受講する。</p>	<p><b>(8) 適正な組織運営の確保と通報義務等の遵守</b></p> <p>①管理者が定着しない、離職率が高止まりしている等、組織運営全体に課題がある</p> <p>②職員からの虐待(疑い)事例の報告に対し、確認せずに否定する、通報を禁ずる等の対応が管理者からなされた</p>	<p>①適切な組織運営がなされるよう、法人本部を交えて検討し、組織運営全体の改善計画を策定する。またその内容を職員に周知する。</p> <p>②通報義務を含む高齢者虐待防止法、及び高齢者虐待防止措置の内容を適切に理解し実施できるよう、管理者及び管理職が定期的に高齢者虐待防止に係る外部研修を受講する。</p>		
<p>※各指導内容・改善内容について、短期目標・中期目標・長期目標を分けて設定する、最終報告の前に中間報告のタイミングを設ける等して、改善計画の着実な実施を担保するとよい。</p> <p>※<u>具体的な改善計画の作成に向けて、5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように）等を意識した作成指導も有効である。</u></p> <p>※本表は例示につき「等」と表記している箇所があるが、実際の指導においては、課題となる事項を特定し、具体化する必要がある。</p> <p>※（8）のような課題に対し、当該施設等あるいは法人自らの改善が期待しにくい（あるいはみられない）場合は、市町村等がモニタリングを兼ねた相談支援を行うほか、コンサルテーションが行える専門家の紹介や、組織運営・経営等に関する相談支援が可能な団体等（例：全国社会福祉法人経営者協議会）との仲介を行う等の対策を検討してもよい。</p> <p>※<u>改善計画の作成に時間を要する、具体的な内容の計画に至らない場合など、市町村等が養介護施設等に対して、指摘した指導内容にどのような方法で取り組む必要があるかなどの助言を行う場合も考えられる。そのような場合には、本表の「改善計画（例）」の内容を参考例示として活用することも考えられる。また、具体的な指導内容が必要な場合は、養介護施設等に求める具体的な指導内容の例としても参考となる。</u></p>		<p>※各指導内容・改善内容について、短期目標・中期目標・長期目標を分けて設定する、最終報告の前に中間報告のタイミングを設ける等して、改善計画の着実な実施を担保するとよい。</p> <p>※本表は例示につき「等」と表記している箇所があるが、実際の指導においては、課題となる事項を特定し、具体化する必要がある。</p> <p>※（8）のような課題に対し、当該施設等あるいは法人自らの改善が期待しにくい（あるいはみられない）場合は、市町村等がモニタリングを兼ねた相談支援を行うほか、コンサルテーションが行える専門家の紹介や、組織運営・経営等に関する相談支援が可能な団体等（例：全国社会福祉法人経営者協議会）との仲介を行う等の対策を検討してもよい。</p>			<p>★法に基づく対応状況等調査結果（委託事業）の反映</p>

## 新旧対照表（第三章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p><b>2. 5 虐待の再発防止と必要な措置</b></p> <p>1) 提出された改善計画の内容チェック</p> <p>改善計画の具体的な作成方法などについて、養介護施設等が、都道府県や市町村に支援を求める場合も考えられます。その場合は、指摘した指導内容に対してどのような方法で取り組むことが必要であるなどの助言を行い、虐待等の再発防止のための取組を促すことが必要です。また、養介護施設等のみでは十分な取組が困難と思われる事項や、都道府県や市町村が関与できる事項については、支援方法を検討するなどして積極的に改善取組に協力する姿勢が求められます。<a href="#">(p122～123「指導内容例と指導に沿った改善計画例」参考)</a></p> <p>2) 改善取組を担保するための方法</p> <p>※「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」平成 18 年 5 月 24 日老計発 0524 第 1 号</p>	<p><b>2. 5 虐待の再発防止と必要な措置</b></p> <p>1) 提出された改善計画の内容チェック</p> <p>改善計画の具体的な作成方法などについて、養介護施設等が、都道府県や市町村に支援を求める場合も考えられます。その場合は、指摘した指導内容に対してどのような方法で取り組むことが必要であるなどの助言を行い、虐待等の再発防止のための取組を促すことが必要です。また、養介護施設等のみでは十分な取組が困難と思われる事項や、都道府県や市町村が関与できる事項については、支援方法を検討するなどして積極的に改善取組に協力する姿勢が求められます。</p> <p>2) 改善取組を担保するための方法</p> <p>※「介護サービス相談員派遣事業の実施について」平成 18 年 5 月 24 日老計発 0524 第 1 号</p>	126	
<p><b>2. 6 モニタリング・評価</b></p> <p>1) モニタリング</p> <p>改善指導を行った市町村や都道府県は、養介護施設等における改善取組の実施状況や効果について、当該養介護施設等からの報告にとどまらず、改善への取組開始から一定期間後に当該養介護施設等を訪問することにより、高齢者の生活状況や高齢者虐待防</p>	<p><b>2. 6 モニタリング・評価</b></p> <p>1) モニタリング</p> <p>改善指導を行った市町村や都道府県は、養介護施設等における改善取組の実施状況や効果について、当該養介護施設等からの報告にとどまらず、改善への取組開始から一定期間後に当該養介護施設等を訪問することにより、高齢者の生活状況や高齢者虐待防</p>	127	

新旧対照表（第三章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p>止検討委員会等の取組状況等を点検するなど、虐待の再発防止に向けた取組を、改善報告書を確認しながら<u>虐待対応の終結の判断ができる</u>まで責任を持って行う必要があります。</p> <p><u>モニタリングの実施方法については、高齢者の生活状況を直接把握する観点からは訪問を基本としつつも、改善内容や養介護施設等の状況によって、効果的かつ多様な実施方法（例えば、訪問と電話やオンラインを組み合わせる、研修実施報告など文書や写真等を活用するなど）を検討・選択する等、再発防止に向けた実効性の高いモニタリングを行うことが必要です。</u></p> <p><b>2）改善取組の評価</b></p> <p>期間を定めて取り組んでいる個々の目標が達成できているか否かは、当該養介護施設等を訪問<u>する等</u>して確認を行います。例として、改善取組に関する実施状況については実施記録等、管理者や従業者の状況についてはヒアリングやアンケート等、高齢者の生活状況については面接等により、確認を行います。</p> <p>養介護施設等の規模や事案内容によって具体的な評価方法は異なると思われませんが、改善報告書を確認し、市町村の実情にあわせ、効果的な方法の工夫・検討が望まれます。<u>その際、改善事項の実施の「有無」だけの確認や提出された改善報告書だけの確認ではなく、その具体的な取組内容や職員への浸透度等を丁寧に確認することが必要です。</u></p>	<p>止検討委員会等の取組状況等を点検するなど、虐待の再発防止に向けた取組を、改善報告書を確認しながら終結まで責任を持って行う必要があります。</p> <p style="text-align: center;">（追加）</p> <p><b>2）改善取組の評価</b></p> <p>期間を定めて取り組んでいる個々の目標が達成できているか否かは、当該養介護施設等を訪問して確認を行います。例として、改善取組に関する実施状況については実施記録等、管理者や従業者の状況についてはヒアリングやアンケート等、高齢者の生活状況については面接等により、確認を行います。</p> <p>養介護施設等の規模や事案内容によって具体的な評価方法は異なると思われませんが、改善報告書を確認し、市町村の実情にあわせ、効果的な方法の工夫・検討が望まれます。</p>	<p>127</p> <p>127 ～ 128</p> <p>128</p>	<p>★法に基づく対応状況等調査結果（委託事業）の反映</p> <p>★法に基づく対応状況等調査結果（委託事業）の反映</p>

新旧対照表（第Ⅲ章）

新	旧	頁 (新)	備考
<p><a href="#">なお、モニタリングや評価を含む一連の改善指導等の実施においては、都道府県及び市町村は「高齢者権利擁護等推進事業」（<a href="#">第Ⅰ章3.2国の役割2</a>）<a href="#">高齢者権利擁護等推進事業</a>を参照）を活用し、専門職等への相談や助言を得て行うことも可能です。</a></p>	<p>(追加)</p>	<p>128</p>	<p>★一連の改善指導等の実施における専門職等の活用についても、高齢者権利擁護等推進事業により可能であることを加筆</p>